

四条大宮まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の募集要項

本市ではこれまで駐輪需要の高い地域の道路等の一部を活用し、駐輪スペースの確保に努めてきました。

この度、平成24年に供用を開始した四条大宮まちかど駐輪場が、令和8年度末をもって事業期間が満了することから、当該地において道路空間等を活用した自転車等駐車場の整備及び管理運営を実施する事業者を募集します。

1 概要

(1) 内容

事業者は、路上の一部を占用し、自らの出資・責任により駐輪器具及び付帯設備の施設の整備と管理運営を行う。

(2) 場所

京都市下京区四条大宮町ほか（別紙1「箇所図」参照）

(3) 現状の収容台数及び稼働率

現状の駐輪場の収容台数と稼働率は下表のとおり。

	種別	収容台数	稼働率		
			R 5	R 6	R 7
①京福南広場	自転車	1 4 1 台	1 9 2 %	1 9 2 %	1 7 7 %
②バス停北側広場		5 5 台	4 0 8 %	4 3 0 %	4 2 5 %
合計		1 9 6 台	2 5 3 %	2 5 9 %	2 4 7 %

(4) 占用範囲

占用範囲は別紙1「箇所図」に示す範囲とする。

なお、京福南広場の一部については、シェアサイクルポートへの転用を予定しているため、駐輪場の占用範囲から除外している。

(5) 整備後の収容台数の目安

ア 京福南広場

シェアサイクルポートへの転用に伴う減台を除き、現在の収容台数と同程度を維持すること。ただし、幅広タイヤや子乗せ付自転車などの多様な自転車に対応するための平置きスペースの設置等により、収容台数が減台となることは差し支えないこととする。

イ バス停北側広場

稼働率が非常に高いため、多様な自転車に対応するための平置きスペースの設置等を行わず、現在の収容台数を維持すること。

(6) 運営期間

令和9年4月1日から令和24年3月31日まで（15年間）とし、事業者決定後、事業協定を締結する。

なお、道路占用許可は、事業者において、5年ごとに更新手続を行うこと。

2 駐輪場事業の内容

事業者は、本市から道路占用許可を受け、自らの出資により駐輪場を整備し、管理運営を行うこと。

(1) 事業者が行う業務の範囲

ア ラック、案内板、反射材を装備した柵、照明器具、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で定められた駐車可標識（指示標識 403 及び補助標識）、標示、防犯カメラ、配線、料金徴収機器、利用約款等、自転車の駐輪に必要な全ての施設整備及び維持管理

イ 駐輪場整備に必要な駐輪機器等事業者の財産とすべきものの以外の土木施設（フェンス・舗装・排水施設等）の清掃や軽微な維持補修を含む日常的な維持管理等

ウ 料金徴収や不正駐輪、放置自転車への対応など駐輪場の管理運営全般

エ 管理運営上発生するトラブルやクレーム等の対応

オ 駐車場内とその周辺における巡回、除草等清掃活動による良好な環境の維持

カ 駐輪区画を囲う植栽の剪定等維持管理

キ 利用者への駐車指導及び利用案内

※ 留意事項

- ・ ラックは、幅広タイヤや子乗せ付自転車などの多様な自転車への対応のため、更新を行うことが望ましいが、安全性や耐久性に支障がない場合は、応募者と現行事業者との協議のうえ、既に設置されているラックを現行事業者から引き継ぎ、継続して使用することも可能とする。
- ・ また、現行事業者が二次配管（京都市の埋設地下配管（一次配管）から分岐し引き込んだ配管のこと）として敷設している電気等の配管、柵、標識令で定められた駐車可標識についても、応募者が現行事業者と協議のうえ、継続して使用することも可能とする。
- ・ ただし、応募者が現行事業者からラックや配管等を引き継ぐ場合は、書面等により、管理等の責任の所在を明確にしておくこと。また、防錆、塗装など、継続使用に必要な措置を行うこと。
- ・ なお、運営期間中に、引き継いだラックや配管等が故障、破損した場合は、応募者の責任により修繕、交換等を行い、駐輪場として良好な状態を維持すること。

(2) 提案に当たっての基本的条件

ア 不特定多数の者が24時間利用可能な駐輪場とすること。

イ 占用範囲は駐輪場として整備するものであることから、駐輪場と関係のない器具等（自動販売機、ロッカー、シェアサイクルポートなど）の設置は認めない。

ウ ゲート式の駐輪場としないこと。

エ 別紙1「箇所図」に示す既設の駐輪場の設置場所のうち、京福南広場については幅広タイヤや子乗せ付自転車などの多様な自転車に対応可能なラック及び区画を設置すること。その際のラック間隔は現行幅以上とすること。

なお、現行事業者からラックを引き継ぐ場合であっても、幅広タイヤや子乗せ付自転車などの多様な自転車に対応可能な駐輪スペースを、収容台数の1割程度を目安として設置すること。

オ 利用種別は一時利用のみとすること。

- カ 決済方法は、現金のほか、バーコード決済やＩＣカード決済などのキャッシュレス決済にも対応すること。
- キ 料金設定は、利用者ニーズや近隣駐輪場との均衡を考慮すること。
ただし、バス停北側広場については、稼働率が非常に高い状況や駅に近接する立地状況を踏まえた料金設定とし、回転率の向上、京福南広場への利用者の誘導を図ること。
- ク 施設の設置、事業期間中の維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担すること。
- ケ 利用者からの利用料金は、事業者の収入とする。
- コ 駐輪場の管理運営方法は、有人、無人を問わないが、占用範囲内への事務所の設置は一切認めない。やむを得ず、事務所を設置する必要がある場合は、事業者において、占用範囲外に設置すること。また、２４時間対応可能な体制を構築すること。
- サ 前輪など自転車の車体の一部を固定する器具等によるものとし、駐輪ごとに暗証番号が設定できる仕様とすることなどにより第三者が精算等をできないようにすること。
- シ 白色区画線により車室を区切ること。
- ス 防犯カメラを料金収納機器の周囲だけではなく、駐輪場全体が確認できるように設置すること。
- セ 長期駐輪や不正駐輪が生じないようにすること。
- ソ 料金徴収機器等の整備に必要な通信回線は、事業者の負担で準備すること。
- タ 電力が必要な場合は、駐輪場内の受電点から、事業者の負担により電力線を配線すること。
- チ 駐輪場内は禁煙とし、場内に掲示すること。
- ツ 京福南広場、バス停北側広場のそれぞれについて、駐輪場の満車、空車の状況が視認できるよう、満空表示灯を設置すること。
- テ バス停北側広場については、阪急大宮駅側への自転車の通り抜けを防止し、鉄道利用者やバス利用者など歩行者の安全を確保するため、既存のＵ字バリカーの交換又は追加設置（隙間の見直しや形状変更）による安全対策を行うこと。
- ト 京福南広場においては、本市が指定するシェアサイクルポート転用予定地との境界線に区画線等の標示を行い、占用範囲を明確にすること。
- ナ シェアサイクルポート転用予定地内の既存の駐車可標識を駐輪場内に移設すること。
- ニ 京福南広場に隣接してシェアサイクルポートが設置されることに伴い、シェアサイクル利用者及び配置等を行う管理事業者が駐輪場敷地内（通路等）を通行・一時利用する場合があるため、あらかじめこれを了承のうえ、双方の利用に支障が生じないよう適切な配置及び管理運営を行うこと。
- ヌ インボイス制度に対応すること。
- ネ 設置する駐輪器具等は、市街地景観整備条例及び同規則並びに眺望景観創生条例を踏まえ、周囲の景観と調和の取れた、周辺景観にふさわしいものとする。
- なお、駐輪器具や看板等の設置前に、本市都市計画局都市景観部景観政策課及び広告景観づくり推進課に対し、意匠や材質、色彩などの見本を提示し、協議調整のうえ、必要な手続を行うこと。
- ノ 事業期間が満了した場合や事業者の自己都合などにより事業を廃止した場合、また、占用許可更新手続を怠った場合など、駐輪場を設置することができなくなった場合は、

本市の指示に従い、事業者の責任、負担により、本整備において事業者が設置した駐輪器具や配管等、及び現行事業者から引き継いだ駐輪器具や配管等の撤去を行うとともに、整地を行うこと。

- ハ 事業者は、別紙１に示す既設の駐輪場の占用範囲を駐輪場用地として使用する。土地の使用に当たっては、京都市道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）に基づく道路占用料を本市に支払うこと。

道路占用料については、近傍類似の土地の価格を基に算出された１㎡当たりの金額に占用料条例が定める率及び自転車駐輪器具一式が占める面積を乗じて算出した額となり、道路占用許可日が属する月分から徴収することとする。

なお、年間の道路占用料は、約２９０万円／年（令和９年度概算）となる見込みであるが、事業者の運営努力によってもなお駐輪場の運営継続に支障が生じると認められる場合など、本市が必要と認める場合は、年度ごとに収支等を審査のうえ、約１８０万円／年（令和９年度概算）まで減額措置を適用可能とする。

- ヒ 占用期間中であっても、道路工事等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定により、道路管理者がこの許可を取り消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除却若しくは原状回復を命じることがある。この場合の費用は、事業者の負担とする。ただし、それが道路管理者以外の行為によるものである場合は、当該原因者と協議を行い、駐輪場の運営に支障をきたさないようにすること。

- フ 工事の着手前には、工事方法、工程等を本市に説明し、承認を受けること。また、事業者において、本市建設局土木管理部道路河川管理課、南部土木みどり事務所、警察などの関係機関との調整を行うこと。

- ヘ 自転車歩行者道上の建築限界である高さ２．５ｍを確保すること。

- ホ 道路使用許可など関係機関との協議により、提案された内容の修正が必要になる場合があることを了承したうえで応募すること。

- マ 別紙２「占用についての一般条件」を厳守すること。

(3) 施工に当たっての基本的要件

- ア 施工に先立ち、地下埋設物等の占用物件の配置状況を把握するとともに、占用物件の管理者と調整し、占用物件の破損やそれに伴う事故等の防止に努めること。

- イ 工事に際して予想される埋設物の管理者と現場立ち合いの上、当該物件の位置及び深さを確認するとともに、その状況を記録すること。

- ウ 事業者として選定された者の責めにより地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに本市に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をしたうえで、当該者の負担により補修すること。

- エ 漏水やガス漏れ、配線の断線等による事故を防止するため、事前に試掘をすること。また、試掘の際は、人力で施工すること。

- オ 許可を受けた工事の着工前に本市建設局土木管理部道路河川管理課に着工届を提出するとともに、完了後は同課に完了届を速やかに提出すること。

- カ その他、当室や南部土木みどり事務所等、本市関係部署の指示には必ず従うこと。

(4) その他の事項

- ア 毎月の利用状況（収入額や利用台数）について、月ごとに報告するとともに、重大なトラブル等が生じた場合は速やかに本市に報告すること。

- イ 駐輪に関する全ての機器を定期的に点検し、その結果を本市に報告すること。
- ウ 個人情報保護法、その他関係法令を遵守すること。
- エ 本市が承認した提案項目については、必ず実施すること。
- オ 事業者は本市と協定を締結したうえで事業を実施すること。

3 提案項目

次の事項について、提案書に具体的かつ簡潔に記載すること。

- (1) 駐輪機器の特徴について
- (2) 駐輪場の維持管理・安全対策及びトラブル発生時の対応策について
- (3) 駐輪場への効果的な誘導等による放置自転車の抑止策について
- (4) 料金体系及び収容台数について

4 応募資格に関する事項

(1) 応募者の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとする。

契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、コンソーシアムのすべての構成員が次のア～カの資格を有すること。加えて、コンソーシアムの代表者はキの実績を有すること。

なお、コンソーシアムを結成して応募する場合は、提案書の提出時に「コンソーシアム協定書」を併せて提出することとし、本市への質疑や書類の提出等はコンソーシアムの代表者が行うこと。

ア 京都市一般競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）で、応募時に、その資格について停止措置を受けていない者。

なお、競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、競争入札参加有資格者とみなす。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 刑法第96条の6又は同法第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は同法第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 所得税、法人税、消費税、本市市税、本市水道料金及び本市下水道使用料を滞納していないこと。

カ 京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか、事業者としてふさわしくない者でないこと。

キ 有料の駐輪場について、整備及び管理運営の実績があること。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法

(1) 現地説明会

ア 令和8年10月15日（木）10時～雨天決行

イ 希望者は、令和8年10月13日（火）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式5）を建設局自転車政策推進室（「7 問合せ先・提出先」参照）へ持参、郵送、FAX又はメールにて提出すること。

また、開催当日には、募集要項などの資料一式を印刷のうえ持参すること。

ウ 現地説明会以外において、各自で現地確認いただくことも可能ですが、現地確認をされる際は、前日午後5時までに、建設局自転車政策推進室に連絡すること。また、現地確認を行う際は、駐輪場利用者や周囲の通行者に十分に配慮すること。

(2) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問事項受付期間

令和8年10月7日（水）～令和8年10月21日（水）

イ 提出方法

質問票（様式6）に記入のうえ、令和8年10月21日（水）午後5時までに持参、郵送、FAX又はメールにて「7 問合せ先・提出先」に提出すること。（電話や口頭での受付は行わない。）

ウ 回答

令和8年10月28日（水）までに京都市ホームページ「京都市情報館」において公開する。

(3) 提案書の受付

ア 受付期間

令和8年10月7日（水）～令和8年11月5日（木）

土日祝日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

イ 受付方法

「7 問合せ先・提出先」に提出書類を持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合、令和8年11月5日（木）午後5時【必着】

ウ 提出書類

以下の（ア）～（ク）の書類を各7部（正本1部、写し6部）提出すること。応募者が競争入札参加有資格者でない場合は、（ケ）の書類を各1部提出すること。

（ア）四条大宮まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者選定申込書（様式1）

（イ）コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムを結成して応募する場合のみ提出すること。協定書の様式は任意とするが、協定書には次の事項を明記すること。

- ・ 代表者を含むすべての構成員の住所及び名称
- ・ 代表者の権限、役割及び責任
- ・ 各構成員の役割及び責任

(ウ) 誓約書（様式2）

※ コンソーシアムを結成して応募する場合は、コンソーシアムの代表者が提出すること。

(エ) 法人概要（様式3）

※ コンソーシアムを結成して応募する場合は、コンソーシアムのすべての構成員について法人概要を提出すること。

(オ) 駐輪場整備実績（様式4）

※ コンソーシアムを結成して応募する場合は、コンソーシアムの代表者が有する整備実績について記載すること。

(カ) 提案書（任意様式（A4サイズ4～5枚程度））

(キ) 償還計画表（収支試算表）（任意様式）

(ク) 事業者の概要・財務状況等に関する書類（様式任意）

※ コンソーシアムを結成して応募する場合は、コンソーシアムの代表者に係る書類を提出すること。

a 沿革

既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入すること。

b 代表者の履歴

c 役員名簿

既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載すること。

d 法人運営に関する資料

経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などが分かる資料を添付すること。

e 監査指摘等の状況

過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況を全て記載すること。

f 定款又は寄附行為

最新のものを提出すること。

g 決算書類

法人概要（様式3）に記載した直近3か年の財務状況と併せて、3か年分の決算書類（法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表、現在経営（運営受託施設を含む。）施設の決算書類）を提出すること。

(ケ) 参加資格を証明する書類（競争入札参加有資格者でない場合のみ）

競争入札参加有資格者でない場合は、上記（ア）～（ク）に加え、以下の書類を提出すること。

なお、下記（エ）調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

※ コンソーシアムを結成して応募する場合は、競争入札参加有資格者でないコンソーシアムのすべての構成員について提出すること。

a 法人登記簿謄本

応募申込日前3か月以内に発行された現在事項全部証明書を提出すること。

b 印鑑証明書

応募申込日前3か月以内に発行されたものを提出すること。

c 納税証明書

令和8年4月1日以降に発行された直近2年分の未納のないことの証明書の原本を提出すること。

(a) 国税（法人税及び消費税）

(b) 市税（本市に事業所がある場合、市民税、法人市民税及び固定資産税）

d 調査同意書（水道料金・下水道使用料）

様式は京都市ホームページ「京都市入札情報館」からダウンロードすること。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/sanka/wto03/sanka03wto.htm>

e 京都市暴力団排除条例及び同条例施行規則に基づく誓約書（第2号様式）

様式は京都市ホームページ「京都市情報館」からダウンロードすること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱い

(ア) 応募者の提案は1件に限る。

(イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

(ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。

(エ) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできない。

(オ) 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(カ) 本市が必要と認める場合、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

(キ) 事業者からの質問に対する本市の回答内容を了承したうえで応募すること。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市は、事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するものとする。また、事業計画等の応募書類の内容及び事業者の選定結果を公表する場合があり、応募者はこれに対して異議を申し立てることができない。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を掲示したりすることも禁ずる。

6 選定方法

(1) 選定委員会

四条大宮まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の選定に係る委員会設置要

綱に基づき設置する、四条大宮まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の選定に係る委員会において選定に係る審査を行う。

(2) 選考基準

事業者を選考する基準は、整備能力、維持管理能力、管理運営能力等を以下の事項に従って、総合的な観点から、公平かつ客観的に選考する。

ア 駐輪場の維持管理・運営等を安定的に行うことができる経済的及び技術的能力を有しているか。

イ 多様化する自転車も駐輪しやすいラック及び区画となっているか。また、第三者が故意に出庫できないような仕組みとなっているか。

ウ 立地や利用者特性に応じたキャッシュレス決済の手段が用意されているか。

エ 機器を正常な状態で維持し続ける管理体制となっているか。また、トラブルが生じた場合、利用者の不便が最小限となるような体制が構築されているか。

オ バス停北側広場について、鉄道利用者やバス利用者など歩行者の安全を確保するため、適切な安全対策が講じられているか。

カ 四条大宮周辺における放置自転車を抑止するため、駐輪場への効果的な誘導等、具体的な方策について提案されているか。

キ 高い稼働率などを踏まえた、利用者が利用しやすい料金体系となっているか。また、近隣駐輪場との均衡が取れた料金体系となっているか。

ク 稼働状況を踏まえた必要な収容台数が確保されているか。

ケ その他駐輪場を適正に管理することが可能か。

(3) プレゼンテーション

提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションは、1団体当たり20分程度（説明10分、質疑10分）とし、参加人数は3名までとする。

令和8年11月中旬頃の実施を予定しており、応募者には別途連絡する。

(4) 事業者決定

100点満点の6割以上、かつ最高得点を得た団体を事業者として決定する。選考結果は、選定・非選定にかかわらず、令和8年11月下旬頃に応募者に通知する。

なお、応募者が1者のみの場合でも、得点が100点満点の6割に満たない場合は、事業者に選定しないこととする。

7 問合せ先・提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎3階

京都市建設局自転車政策推進室 担当：和田、脇坂

TEL：075-222-3565

FAX：075-213-0017

メール：jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp

箇所図

四条大宮まちかど駐輪場



四条大宮まちかど駐輪場占用範囲

シェアサイクルポート転用予定地（駐輪場占用範囲外）

様式道占F

占用についての一般条件

◎ 新設・変更の条件

- (1) 掘削を伴う場合 下記のうち1～19を条件とする。
- (2) 掘削を伴わない場合 下記のうち1～6、11～19を条件とする。

◎ 廃止の条件

- (1) 掘削を伴う場合 下記のうち1～10、14、17を条件とする。
- (2) 掘削を伴わない場合 下記のうち1～6、14、17を条件とする。

(道路河川管理課の立会・検査)

- 1 工事着手に際しては、道路河川管理課長の立会を求め、工事中は、その指示、監督を受け、掘削・路面復旧等完了後は、その検査を受けること。

(地元対策)

- 2 工作物、物件、施設の設置につき、沿道利害関係者との間に紛争を生じないように、住民の了解を得ること。なお、一連の商店街区域等においては、地元代表者と事前に十分打ち合わせ、その決定事項を厳守して施工すること。

(事前協議)

- 3 工事施工に際しては、工事に関連する他の占用物件管理者と事前に打ち合わせを行い、協議が整ってから着手すること。

(報告)

- 4 本許可を受けた後、工程表、進捗状況並びに所轄警察署長の道路使用許可条件及び通行止め等の許可事項を、所轄道路河川管理課長に報告すること。

(苦情等)

- 5 工事着手から完了までの間は、占用区域全般の、工事に関連する市民からの苦情並びに路面及び排水設備の不良状態について、一切申請者においてその解決に当たること。

(損害等)

- 6 占用又はこれに付随する工事により、道路構造物等を破損した場合は、直ちに道路河川管理課長の指示を受け、原状に回復すること。また、本市又は第三者に損害を与えたときは、占用者において、損害賠償をすること。

(工事中の注意)

- 7 工事中は、一般交通に著しく支障を与えないよう留意するとともに、工事箇所には、国土交通省近畿地方整備局が定める「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(「土木請負工事必携」所収)に規定する標識及び防護柵を設置し、夜間においては、工事の起終点に40W以上の、その中間には10W以上の光度のある赤色灯を必要数設置して、危険防止に万全を期すこと。なお、工事は速やかに完了すること。

(工法)

- 8 1日の工程は約30mとし、その埋戻しが完了してから次の区域に移行すること。なお、施工順位についても、その周辺の交通状況等を十分調査のうえ、実態に即した工程を組むこと。

(夜間工事)

- 9 夜間工事は、必要最小限にとどめること。やむを得ず行う場合は、騒音防止等に十分留意し、沿道住民に迷惑を及ぼさないようにすること。

(土砂の搬出)

- 10 掘削土砂及び工事用資材等は、道路上にたい積することなく、道路敷地外へ搬出すること。

(維持管理)

- 11 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

(占用物件の異状に対する措置)

- 1 2 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。

(期間更新時の報告)

- 1 3 占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること。

(法令の厳守)

- 1 4 道路占用者は、道路法令その他遵守すべき個別法令、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準、京都市道路占用料条例、京都市道路占用規則、道路掘削及び路面復旧工事標準仕様書その他の道路占用に関する定めを厳守すること。

(報告・立入検査)

- 1 5 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。
また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること。この場合の費用は、占用者の負担とする。

(損傷箇所の修繕等)

- 1 6 道路管理者から、道路占用者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること。この場合の費用は、占用者の負担とする。

(期間満了・廃止)

- 1 7 占用期間が満了したとき又は占用を廃止しようとするときは、市長に届け出てその指示を受け、占用物件を完全に撤去し、道路を原状に回復し、完了後その検査を受けること。

(公益上の理由による許可の取消し)

- 1 8 占用期間中であっても、道路工事、又は地中化を指示する場合等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定により、この許可を取り消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除却若しくは原状回復を命ずることがある。この場合の費用は、占用者の負担とする。

(条件違反による許可の取消し)

- 1 9 上記条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

注意事項

(変更)

- 1 占用物件の場所、数量、構造、その他占用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。また、住所又は氏名を変更したときは、直ちに市長に届け出ること。(法第32条、市規則第3条、第11条)

(権利譲渡等の禁止)

- 2 この許可により得た権利は、他人に譲渡、譲与、貸付又は債権の担保に供することはできない。(市規則第10条)

(占用料の還付)

- 3 既納の占用料は還付しない。ただし、道路法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合には、その翌月分以降の占用料を還付することがある。(市条例第8条)

(継続)

- 4 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、占用期間満了の日の1箇月前までに申請書(協議書)を提出し、市長の許可を受けること。(市規則第8条)

(※道路法第35条の占用については、文中「許可」を「承認」と読み替える。)